

令和元年6月
令和元年第3回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3号	平成30年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	1
報告第 4号	平成30年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 5号	平成30年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	9
報告第 6号	平成30年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	11
報告第 7号	放棄した債権の報告について	13
報告第 8号	栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業計画書の提出について	14
報告第 9号	一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業計画書の提出について	15
報告第10号	株式会社観光農園いわふねの令和元年度事業計画書の提出について	16
議案第50号	令和元年度栃木市一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第51号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第52号	令和元年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	別冊
議案第53号	栃木市市民交流センター条例の制定について	17
議案第54号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第55号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第56号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第57号	栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第58号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第59号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第60号	栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第61号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第62号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第63号	栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定について	61
議案第64号	工事請負契約の変更について(仮称)地域交流センター整備機械設備工事	63
議案第65号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	64
議案第66号	財産の取得について(高規格救急自動車)	65
議案第67号	和解及び損害賠償の額の決定について	66
議案第68号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	67

議案第69号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	68
議案第70号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	69
議案第71号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	70
議案第72号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	71
議案第73号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	72
議案第74号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	73
議案第75号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
議案第76号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	75
議案第77号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	76
議案第78号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	77
議案第79号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	78
議案第80号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	79
議案第81号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第82号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	81
議案第83号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	82
議案第84号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	83
議案第85号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	84
議案第86号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	85
議案第87号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	86
議案第88号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	87
議案第89号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	88
議案第90号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
議案第91号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
議案第92号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	91

平成30年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
3 民生費	1 社会福祉費	北部健康福祉センター 整備事業	円 1,763,145,000	円 1,057,887,000	円	円 1,057,887,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援施設子ども の遊び場整備事業	199,998,000	119,799,000		119,799,000
8 土木費	4 都市計画費	(仮称) 地域交流セン ター等整備事業	1,224,764,000	607,384,000	487,407,000	1,094,791,000
10 教育費	4 社会教育費	(仮称) 文化芸術館等 整備事業	3,115,538,000	306,862,000		306,862,000
合 計			6,303,445,000	2,091,932,000	487,407,000	2,579,339,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 遞次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
141,300,000	916,587,000	916,587,000	1,687,000		824,900,000	90,000,000
	119,799,000	119,799,000	8,820,000	32,179,000	78,800,000	
518,898,000	575,893,000	575,893,000	47,923,000	97,370,000	430,600,000	
	306,862,000	306,862,000	5,762,000	250,000,000	51,100,000	
660,198,000	1,919,141,000	1,919,141,000	64,192,000	379,549,000	1,385,400,000	90,000,000

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）	円 2,728,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業補助金	247,660,000
	2 児童福祉費	子育て支援施設子どもの遊び場整備事業	2,063,000
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場再整備事業	4,514,000
6 農林水産業費	1 農業費	首都圏農業確立対策補助事業	88,293,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,400,000
		木造住宅耐震化促進事業	5,700,000
	2 道路橋りょう費	市道61095号線道路改良事業（岩舟三谷）	12,509,000
		市道各号線道路改良事業	8,500,000
		市道13249号線道路改良事業（栃木川原田町）	11,750,000
		市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）	13,950,000
		市道1024号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）	32,960,000
		市道11156号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）	20,414,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）	15,000,000
		市道1061号線歩道整備事業（大平新）	37,827,000
市道31091号線道路改良事業（藤岡大田和西）	10,869,000		

翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
2,728,000					2,728,000
123,830,000		123,830,000			
2,063,000					2,063,000
4,514,000			4,000,000		514,000
43,012,000		40,924,000			2,088,000
0					
5,700,000		3,900,000			1,800,000
12,509,000					12,509,000
5,500,000			4,900,000		600,000
7,350,000			6,600,000		750,000
13,950,000		6,875,000	6,300,000		775,000
32,166,000		12,200,000	17,900,000		2,066,000
20,414,000		11,110,000	8,300,000		1,004,000
9,300,000		4,400,000	4,400,000		500,000
37,827,000		18,278,700	17,500,000		2,048,300
10,869,000			9,700,000		1,169,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道普請事業	円 19,500,000
		市道1030号線交通安全施設整備事業 (栃木本町・城内町1丁目)	18,770,000
		スマートIC整備事業	94,695,000
		市道43386号線道路改良事業(都賀合戦場)	20,838,000
		市道43062号線外道路改良事業(都賀家中)	51,640,000
		市道23051・1037号線道路改良事業(大平下皆川)	6,500,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	37,415,000
		市道14239号線道路改良事業(栃木皆川城内町)	2,444,000
		市道62219号線道路改良事業(岩舟静戸)	8,545,000
		市道1055号線道路改良事業(岩舟静)	27,480,000
		橋梁長寿命化修繕事業	54,300,000
		市道22268号線(堀ノ内橋)橋りょう整備事業(大平西水代)	6,828,000
	3 河川費	雨水・浸水対策事業	6,800,000
	4 都市計画費	新大平下駅前地区土地区画整理事業	12,600,000
平川地区開発事業		9,029,000	
都市公園等バリアフリー化改修事業		6,296,000	
(仮称)地域交流センター等整備事業		2,560,000	

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
19,500,000					19,500,000
4,770,000			4,200,000		570,000
94,693,000		38,767,000	42,500,000		13,426,000
20,838,000			18,700,000		2,138,000
51,640,000		23,100,000	25,600,000		2,940,000
6,410,000		3,300,000	2,700,000		410,000
37,415,000		18,750,000	16,700,000		1,965,000
2,444,000			2,100,000		344,000
5,682,000			5,100,000		582,000
26,740,000		5,316,300	19,200,000		2,223,700
52,653,000		24,750,000	18,200,000		9,703,000
1,533,000					1,533,000
6,800,000					6,800,000
12,600,000					12,600,000
8,532,000					8,532,000
6,296,000			4,700,000		1,596,000
2,560,000					2,560,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校屋内運動場改修事業	円 2,000,000
		ブロック塀等安全対策事業（小学校）	30,751,000
	3 中学校費	ブロック塀等安全対策事業（中学校）	27,449,000
		中学校洋式トイレ改修事業	250,239,000
	4 社会教育費	小野寺北小学校旧校舎保存解体事業	13,207,000
合 計			1,230,023,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
2,000,000					2,000,000
14,221,600					14,221,600
25,536,320					25,536,320
250,239,000		62,625,000	148,800,000		38,814,000
13,207,000					13,207,000
998,041,920		398,126,000	388,100,000		211,815,920

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	256,828,000	233,815,329	10,692,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円 0	円 0	円 10,692,000	円 12,320,671	円 0	他事業との施工調整に不測の日数を要したことによる

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

平成30年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	1,456,013,000	1,266,667,425	186,000,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
63,270,000	113,430,000	9,300,000	3,345,575	0	他事業との施工調整に不測の日数を要したことによる

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年6月7日提出

栃木市長 太川 秀子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
水道料金（上下水道局企業経営課）	1,490,767	第2号（時効完成）	平成31年3月29日	138
小計	1,490,767			138
市営住宅使用料（都市整備部住宅課）	4,312,260	第2号（時効完成）	平成31年3月29日	20
小計	4,312,260			20
学童保育事業費負担金（子ども未来部子育て支援課）	113,000	第2号（時効完成）	平成31年3月29日	12
小計	113,000			12
合計	5,916,027			170

栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業計画書の提出について

栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業計画書の提出に
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

株式会社観光農園いわふねの令和元年度事業計画書の提出について

株式会社観光農園いわふねの令和元年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市市民交流センター条例の制定について

栃木市市民交流センター条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市市民交流センター条例

(設置)

第1条 市民の自主的な活動を通して、多様な世代が交流し、個性豊かな市民文化の創造と心豊かなまちづくりの推進を図るため、栃木市市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市市民交流センター

位置 栃木市入舟町6番8号

(利用時間)

第3条 市民交流センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 市民交流センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第5条 市民交流センターに、必要な職員を置くことができる。

(利用の承認)

第6条 市民交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、市民交流センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民交流センターの利用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 市民交流センターの施設及び備品（以下「施設等」という。）等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民交流センターの管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は市民交流センターの管理上特に必要があると認めるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。
- (3) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用期日の3日前までに、利用の取消しを申し出たとき。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、利用承認を受けた目的以外に市民交流センターを利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに利用者の負担により施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 市民交流センターの施設等を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1階	スタジオ1	1時間につき	600円	900円
	スタジオ2	1時間につき	300円	450円
	大交流室	1時間につき	600円	900円
2階	多目的室1	1時間につき	300円	450円
	会議室1	1時間につき	200円	300円
	会議室2	1時間につき	200円	300円
	軽運動室1	1時間につき	200円	300円
	軽運動室2	1時間につき	200円	300円
3階	多目的室2	1時間につき	300円	450円
	創作室1	1時間につき	200円	300円
	創作室2	1時間につき	200円	300円
	会議室3	1時間につき	200円	300円
	会議室4	1時間につき	200円	300円
	調理室	1時間につき	400円	600円
4階	音楽室1	1時間につき	400円	600円
	音楽室2	1時間につき	300円	450円
	和室1	1時間につき	200円	300円
	和室2	1時間につき	200円	300円
	研修室1	1時間につき	200円	300円
	研修室2	1時間につき	200円	300円

	講義室	1時間につき	300円	450円
1階	ギャラリー	1日につき		900円

備考

- 1 市外の者（市内に通勤通学する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき、又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1

項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

第142条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市民の福祉の増進を図るために市が設置する施設に入湯する者
附則第15条の2に次の3項を加える。

2 栃木県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 栃木県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項

の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2の3を附則第15条の2の4とし、附則第15条の2の2を附則第15条の2の3とし、附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の3の2第1項中「附則第15条の2の3」を「附則第15条の2の4」に改める。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3. 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2. 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項

第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(ウ) b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し

た金額を加算した金額とする。

第2条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中栃木市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(2) 第1条中栃木市税条例第142条の改正規定及び附則第6条の規定

令和2年4月1日

(3) 第2条中栃木市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令

和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令

和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）の規定中第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条の規定による改正後の栃木市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった入湯税については、なお従前の例による。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第19項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、

平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

(栃木市健康福祉センター条例の一部改正)

第1条 栃木市健康福祉センター条例（平成26年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表栃木市大平健康福祉センターの部中「研修室」を「研修室1、研修室2」に改め、同表栃木市岩舟健康福祉センターの部中

第1会議室、第2会議室、 調理実習室及び親子室	午前8時30分から午後9時(水曜日にあつては、午後5時15分)まで
ボランティア室	午前8時30分から午後9時(水曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その翌日)にあつては、午後5時15分)まで

を

第1会議室、第2会議室、 検診室(健康相談室を含	午前8時30分から午後9時まで
-----------------------------	-----------------

に

む。)、調理実習室、親子室及びボランティア室

改める。

第5条第2項の表栃木市大平健康福祉センターの部中

<p>大会議室、小会議室、研修室、多目的ホール、母子指導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室</p>	<p>(1) 月曜日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</p>
--	--

<p>大会議室、小会議室、研修室1、研修室2、多目的ホール、母子指導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室</p>	<p>(1) 月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日</p>
--	--

改め、同表栃木市岩舟健康福祉センターの部中

第1会議室、第2会議室、 調理実習室、親子室及び ボランティア室	12月29日から翌年1月3日 までの日
--	------------------------

を

第1会議室、第2会議室、 検診室（健康相談室を含 む。）、調理実習室、親 子室及びボランティア室	(1) 水曜日（ただし、その日が休 日に当たる場合は、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月 3日までの日
---	---

に

改める。

別表1 栃木市大平健康福祉センター(1)会議室等の表中

研修室	1時間当たり	840円
-----	--------	------

を

研修室1	1時間当たり	840円
研修室2	1時間当たり	840円

に

改め、同表 2 栃木市岩舟健康福祉センター(1)会議室等の表中

「

第 1 ・ 第 2 会議 室併用	1 時間当たり	5 0 0 円
調理実習室	1 時間当たり	5 0 0 円
親子室	1 日当たり	無料
ボランティア室	1 日当たり	無料

を

「

第 1 ・ 第 2 会議 室併用	1 時間当たり	5 0 0 円
検診室（健康相 談室を含む。）	1 時間当たり	1, 4 7 0 円
調理実習室	1 時間当たり	5 0 0 円
親子室		無料
ボランティア室		無料

に

改める。

第 2 条 栃木市健康福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

栃木市北部健康福祉センター	栃木市西方町本城 2 番地 1
---------------	-----------------

第 4 条第 2 項の表に次のように加える。

栃木市北部健康 福祉センター	会議室、多目的ホール1、多目的ホール2、相談室、和室1、和室2及び調理実習室	午前8時30分から 午後9時まで
	プレイルーム	午前8時30分から 午後5時まで
	浴室及び歩行用プール	午前10時から午後 9時まで
	トレーニングルーム	午前9時30分から 午後9時まで

第5条第2項の表に次のように加える。

栃木市北部健康 福祉センター	会議室、多目的ホール1、多目的ホール2、相談室、和室1、和室2、調理実習室及びプレイルーム	(1) 木曜日(ただし、その日が休日に当た る場合は、その 翌日) (2) 12月29日か ら翌年1月3日ま での日
	浴室、トレーニングルーム及び歩行用プール	(1) 木曜日(ただし、その日が休日に当 たる場合は、その 翌日) (2) 12月29日か ら翌年1月5日ま での日

第11条第2項に次の1号を加える。

- (3) 栃木市北部健康福祉センターに係る使用料のうち次に掲げるもの

ア 浴室に係る使用料

イ トレーニングルームに係る使用料

ウ 歩行用プールに係る使用料

別表に次のように加える。

3 栃木市北部健康福祉センター

(1) 会議室等

区分		単位	金額
会議室		1時間当たり	630円
多目的ホール1		1時間当たり	840円
多目的ホール2		1時間当たり	840円
多目的ホール全面		1時間当たり	1,470円
相談室		1時間当たり	320円
和室1	占用	1時間当たり	630円
	占用以外		無料
和室2	占用	1時間当たり	630円
	占用以外		無料
調理実習室		1時間当たり	1,260円
プレイルーム			無料

(2) 浴室

区分	入館券(1枚)	回数券(入館券11枚)
65歳以上	350円	3,500円
一般	500円	5,000円
障がい者	350円	3,500円

中学生・高校生	350円	3,500円
小学生	150円	1,500円
未就学児	無料	無料
トレーニングルーム又は歩行用プール利用者	トレーニングルーム又は歩行用プールを利用した者が、その利用日に浴室を利用する場合には、1回限り無料とする。	

(3) トレーニングルーム

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円
	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(4) 歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	500円
	1月当たり	5,000円
	3月当たり	12,000円
	6月当たり	21,000円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	350円
	1月当たり	3,500円

	3月当たり	8,400円
	6月当たり	14,700円

(5) トレーニングルーム及び歩行用プール

区分	単位	金額
一般（16歳以上64歳以下）	1日当たり	700円
	1月当たり	7,000円
	3月当たり	16,800円
	6月当たり	29,400円
65歳以上及び障がい者	1日当たり	490円
	1月当たり	4,900円
	3月当たり	11,760円
	6月当たり	20,580円

附 則

この条例中第1条の規定は令和元年7月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（連帯保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害に

より被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度」に、「3万240円」を「2万5,200円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万5,200円」とあるのは、「3万5,280円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万5,200円」とあるのは、「4万8,720円」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「第6号」を「第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の栃木市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、平成31年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

、 栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項から4の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の10の項の次に次の2項を加える。

<p>10の2 法第48条第1 6項第1号（法第88条 第2項において準用する 場合を含む。）の規定に 基づく許可</p>	<p>用途地域における増 築、改築又は移転の 特例許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>10の3 法第48条第1 6項第2号（法第88条 第2項において準用する 場合を含む。）の規定に 基づく許可</p>	<p>用途地域における建 築の特例許可申請手 数料</p>	<p>140,000円</p>

別表第2の13の項の次に次の1項を加える。

<p>13の2 法第53条第5 項の規定に基づく許可</p>	<p>建築物の建蔽率に関 する特例許可申請手 数料</p>	<p>33,000円</p>
------------------------------------	---------------------------------------	----------------

別表第2の14の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表中39の4の項を39の8の項とし、39の3の項の次に次の4項を加える。

<p>39の4 法第87条の2 第1項の規定に基づく認定</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて当該工事を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>39の5 法第87条の2 第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく認定</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて当該工事を行う場合の全体計画の変更に係る認定申請手数料</p>	<p>27,000円</p>
<p>39の6 法第87条の3 第5項の規定に基づく許可</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>39の7 法第87条の3 第6項の規定に基づく許可</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市立学校設置条例の一部を改正する条例

栃木市立学校設置条例（平成22年栃木市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

栃木市立小野寺南小学校	栃木市岩舟町下岡6-4-6番地5
栃木市立小野寺北小学校	栃木市岩舟町小野寺2-1-13番地3

を

「

栃木市立小野寺小学校	栃木市岩舟町下岡6-4-6番地5
------------	------------------

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例

栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「栃木市日ノ出町14番36号」を「栃木市入舟町6番8号」に改める。

別表1 栃木市公民館使用料の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

12,600 //	12,800 //
11,100 //	11,300 //
10,600 //	10,800 //
10,600 //	10,800 //
10,700 //	10,900 //
9,500 //	9,600 //
8,800 //	8,900 //
8,800 //	8,900 //

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙

については、なお従前の例による。

栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例の制定について

栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市働く婦人の家条例を廃止する条例

栃木市働く婦人の家条例（平成 22 年栃木市条例第 107 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

工事請負契約の変更について

平成30年第1回栃木市議会定例会において、議案第55号として議決を経た工事請負契約（（仮称）地域交流センター整備機械設備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

契約金額を195,210,000円とする。

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の表示 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 45,760,000円 |
| 4 | 取得相手 | 栃木県小山市喜沢1394番地
合資会社 渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の表示 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 38,500,000円 |
| 4 取得相手 | 宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 将能 |

和解及び損害賠償の額の決定について

平成31年1月28日、栃木市西方町本郷地内において発生した公用車による交通事故について、次の和解条件のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

1 和解の相手方

栃木市箱森町40番14号

栃木県警察 栃木警察署長 池田 正

2 和解条件

市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしないものとする。

3 損害賠償の額

3,272,400円

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩出町294番地

氏 名 大島 洋一

生年月日 昭和19年6月4日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町榎本934番地

氏 名 大島 知江子

生年月日 昭和22年3月9日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町静和906番地

氏 名 船田 和男

生年月日 昭和22年4月12日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町赤麻4493番地

氏 名 前田 克己

生年月日 昭和23年3月13日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町小野寺2651番地

氏 名 山中 雅博

生年月日 昭和23年3月14日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町横堀713番地1

氏 名 大島 公一

生年月日 昭和23年10月25日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市鍋山町80番地

氏 名 白沢 栄幸

生年月日 昭和24年1月5日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡3255番地

氏 名 関根 仁

生年月日 昭和24年2月9日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市千塚町688番地1

氏 名 柴 賢一郎

生年月日 昭和24年7月5日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 宇都宮市緑1丁目5番2号

氏 名 鈴木 芳博

生年月日 昭和24年12月7日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

住 所 栃木市大平町西野田794番地1

氏 名 石川 光

生年月日 昭和24年12月29日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町富張885番地

氏 名 若林 英一

生年月日 昭和25年3月29日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市神田町 27 番 6 号

氏 名 木村 隆夫

生年月日 昭和 25 年 12 月 14 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町中根 409 番地

氏 名 石塚 一彦

生年月日 昭和 27 年 4 月 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町真名子 8 4 2 番地

氏 名 狐塚 正直

生年月日 昭和 27 年 9 月 29 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町甲 3 1 9 5 番地

氏 名 阿部 康夫

生年月日 昭和 28 年 9 月 2 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大塚町 1 0 0 0 番地 1

氏 名 若色 昭松

生年月日 昭和 2 9 年 6 月 1 5 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町富田 384 番地 10

氏 名 平本 勲

生年月日 昭和 29 年 9 月 30 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町家中 485 番地

氏 名 大塚 幸八

生年月日 昭和 30 年 5 月 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市樋ノ口町 5 4 7 番地

氏 名 毛塚 信道

生年月日 昭和 32 年 10 月 4 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町西山田 1 5 6 8 番地

氏 名 小林 真理子

生年月日 昭和 3 4 年 1 月 2 2 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町本郷 2 5 2 番地 1

氏 名 鈴木 久美子

生年月日 昭和 3 5 年 1 月 1 6 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町豊岡709番地

氏 名 五十畑 節子

生年月日 昭和35年3月8日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市惣社町1920番地

氏 名 長 明美

生年月日 昭和37年5月2日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町原宿778番地2

氏 名 泉田 裕美

生年月日 昭和43年8月4日

